

第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画における重点施策について

◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の重点施策（P11～12）

1 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化はもとより、親の高齢化も喫緊の課題であり、「親亡き後」に関する不安の声は切実です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援や、グループホーム等による居住の支援、自立生活援助の活用、そして医療機関との連携強化など、障害者の地域生活を支えるための環境を整備します。

また、発達障害をはじめとする精神障害や高次脳機能障害などがあるかたにも必要な支援が行き届くよう、相談支援機能の充実を図るとともに、大阪府と連携してサービス基盤の整備を進めます。

医療的ケアが必要な重症心身障害児者の緊急時の支援や養護者のレスパイトなどについては、大阪府と連携しながら、豊能二次医療圏域等広域的な視野での検討を進めます。

そして、これらの支援を充実させることで、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

2 権利擁護施策の推進

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより財産管理や日常生活に支障があるかたを社会全体で支え合うために必要不可欠の制度です。しかし、その利用が進まない現状から、平成28年（2016年）に「成年後見制度利用促進法」が施行されました。これに基づき、成年後見制度の利用を支援する取組や、法人後見の実施に向けた取組を、関係課室及び関係機関と連携しながら推進します。

また、障害者差別解消法に基づき、市が行うすべての施策において、合理的配慮が盛り込まれるよう、引き続き市全体で障害特性に応じた情報保障等の必要な環境整備に努めます。

3 就労及び日中活動の場のあり方についての取組み

市がこれまで取り組んできた、障害者の就労に関する理念をふまえ、「障害者優先調達推進法」及び「箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」に基づく市独自の取組を引き続き実施するとともに、関係機関との連携、就労定着支援の活用、職場実習の機会拡大などに取組み、さらなる生活の充実と、賃金・工賃の向上をめざします。

また、重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、市立施設を核とする基盤整備を進め、地域資源の充実が進むよう、さらなる取組を進めます。

◆第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の重点施策（案）

1 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域生活支援拠点
- 地域移行の支援
- 日中サービス支援型指定共同生活援助
- 相談支援体制の充実・強化
- 障害福祉人材の確保 等

2 権利擁護施策の推進

- 障害者差別解消法に基づく取組
- 成年後見制度
- 意思疎通支援 等

3 就労及び日中活動の場のあり方についての取組み

- 障害者優先調達
- 工賃向上
- 就労及び日中活動系サービスの基盤整備 等